

企業年金
基金

遺族一時金裁定請求書

事業所番号				

シロキ工業企業年金基金理事長 殿

年 月 日

※記入上の注意
1.氏名・住所のフリガナはカタカナで必ずご記入ください。
2.振込みを正確にするため金融機関またはゆうちょ銀行で口座の確認を受けてください。

請求者	フリガナ			印	死亡者との続柄	
	氏名	(氏)	(名)			
	フリガナ	郵便番号				
	住所			電話 ()		
受取方法	金融機関振込		ゆうちょ銀行払		口座確認	金融機関又はゆうちょ銀行の証明 印
	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合		1. ゆうちょ銀行振替通常現金払 2. ゆうちょ銀行口座振込			
	請求者名義	口座番号	(記号)	(番号)		

死亡者	フリガナ			性別	生年月日	死亡日
	氏名	(氏)	(名)	男・女	年 月 日	年 月 日
	加入者番号	(お手もとの加入員証の番号を右の欄に転記してください。)				
	年金証書番号	(死亡時既に年金の支給を受けていた場合は、お手もとの年金証書の番号を右の欄に転記してください。)				

生計同一証明	
<p>上記の請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>証明者 職名・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>証明は、民生委員・町内会長・事業主・社会保険委員・家主などの第三者からうけてください。</p>

*遺族一時金を受給できる順位は下記の通りです。

- (1) 配偶者
- (2) 子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。)
- (3) 父母、(4) 孫、(5) 祖父母、(6) 兄弟姉妹

*届出をしていないが、給付対象者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の状態にある人は配偶者に含まれます。

*請求者が上記(1)～(6)に該当しないその他の親族の場合には、「生計同一証明」の記入が必要。

添付しなければならない書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加入員証 2. 年金証書(死亡者が年金の支給を受けていた場合のみ) 3. 死亡を証明する書類 4. 死亡した方の第1順位の遺族であることを証明する戸籍謄本 5. 請求者のマイナンバー通知カード(上記記載の請求者の住所とマイナンバー通知カードの住所が同じもの) 「請求書記載のご住所」と「通知カード」のご住所が異なる場合は下記のご本人確認書類のいずれかを同封下さい。 ○「通知カード」の写し+運転免許証の写し、又はパスポートの写し(「通知カードと同住」) ○「通知カード」の写し+健康保険証の写し+年金手帳の写し
---------------	--

常務理事	事務長	課長	係長	係

受付印